

第3章 各種資料

各 党 の

政 党	政 治 肅 正	選 挙 制 度
自 民	きれいな政治、金のかからない選挙を実現し、秩序ある自由社会の建設をめざす。ロッキード事件の道義的、政治的責任を徹底的に究明して、政党、政治家の綱紀を厳しく矯正することにも、一切の不正、不道徳を許さない厳正な政治倫理を確立する。このため、党の派閥解消と総裁公選制度改革を断行し、組織運営を近代化、合理化し、清潔、公正な政治の実践に徹するものとする。政治、行政の腐敗防止のため、所要の制度の整備、その他の対策を講ずる。	参議院全国区は比例代表制をとり、若干の地方区については、一定数の範囲内で人口の増減にともなう定数の調整措置をとる。参議院がいたがらに政党対決を強めることとならないよう、別途必要な措置を工夫する。衆議院は選挙制度審議会の報告にもとづき、個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度への移行を図り、小選挙区に比例代表を併用した制度につき考慮する。これらの改革に当たり、各政党間の話し合いを詰め、合意を得るように努力する。選挙公営の強化を図る。
社 会	児玉ルート、次期対潜しよう戒機にまつわる疑惑を解明し、灰色高官公表、ロッキード事件に関する全資料の公開で保守権力による腐敗政治の構造を明らかにします。不正企業と公共機関との取引停止、企業の政治献金の全面禁止、贈収賄の温床となる交際費の課税強化、一定期間を経た行政文書の公開、政治家の資産公開等を制度化し、金権腐敗政治を根絶します。公営選挙の拡大、国政調査権、行政監視機構を強化し国民の知る権利を保障して、国民参加による議会制民主主義を再建します。	金のかからない選挙を実現するため、テレビの使用拡大など選挙の完全公営化をはかり、政党本位の選挙制度を確立します。議員定数の不均衡を是正し、参院全国区に拘束名簿式比例代表制を採用、小選挙区制には反対します。選挙権を十八歳から、被選挙権は二十歳からとし、国民の政治参加の機会を拡大します。企業の政治献金、政治活動を禁止し、悪質選挙違反の公民権停止延長など罰則強化、連座制の強化、高級官僚の立候補制限などを図り、選挙の公正化を進めます。
共 産	ロッキード疑獄の徹底糾明。三木内閣・自民党の事件解明幕引きに抗議。今こそ自民党の金権政治に終止符を打ち、政財官ゆ着の利権構造にメスを入れる革新的民主的な連合政府の樹立を。疑獄再発防止の緊急の具体策として①企業献金禁止が第一義的課題、政治献金は個人寄付に限る②高級官僚天下り禁止③国会の国政調査機能強化④国会任命の行政監視官制度設置⑤大企業・多国籍企業の横暴規制⑥情報公開法制定で国民の知る権利保障。国対費などを使った政党間の取引を行わぬことを提唱。	議会制民主主義を空洞化し、自民党一党独裁をねらう小選挙区制導入に反対。衆・参（地方区）選挙区の定数不均衡を是正。公選法改正で買収、利益誘導、地位利用など悪質な選挙違反の罰則強化と連座制の強化。官庁・企業ぐるみ選挙の厳禁。言論、政策宣伝、政治活動の自由を保障。点字公報の発行、立会演説会での手話通訳配置、在宅投票制度の改善。地方議員の半数改選制反対。英米仏伊などすでに六十カ国で実施されている十八歳選挙権を実現し、全青年の国政参加を実現する。
公 明	ロ事件は自民党政権における政治の金権腐敗構造を明らかに示している。今こそ清潔な政治と議会制民主主義確立に全力をあげ①政治資金規制法の改正（企業献金の禁止等）②金のかからない選挙の実現（政党の政治活動の自由化、選挙公営の拡充など）③贈収賄の規制強化（贈収賄罪の時効の延長、構成要件の拡大等）④大企業活動の適正化⑤国会運営の民主化と国政調査権の強化⑥行政の密室性の打破（閣僚の資産公開、行政手続きの明確化、行政資料の公開、天下り規制の強化等）を推進する。	国民主権を尊重し国民の意思を正しく国会に反映させ議会制民主主義の確立と擁護を基本におく。①一票の重みに格差を生じている衆院・参院地方区の定数不均衡を是正する②政治活動・選挙運動の自由化と選挙公営の拡充、買収等の罰則強化と連座制の強化及び裁判の迅速化、政治資金は企業献金を禁止し個人献金に限るなど法改正を行う等、選挙の浄化と運動の民主化、カネのかからない選挙を実現③自民党一党独裁の政権の維持をねらう党略的な小選挙区制等の選挙制度改悪には断固反対する。
民 社	ロッキード事件は、積年にわたる自民党の金権腐敗政治がもたらしたものであり、われわれは事件の徹底究明によって金権腐敗政治の打破をめざす。このため灰色高官の公表につとめるとともに事件の全貌（ぜんぼう）をあくまで究明する。同時に、事件の再発防止のため、行政監察専門員制度の新設、選挙の完全公営化、賄賂（わいろ）罪の強化等につとめる。さらに自民党にとって代われる建設的革新の結集で、国民が安心できるスムーズな政権交代を実現し、政・官・財のゆ着を断ち切る。	国民の意思が正しく反映され、しかも金のかからない選挙制度の実現をめざす。 とくに、違憲判決も出た議員定数の不均衡は正につとめ、来年の参院選までに参院の十八名増を早急に実現する。 自民党の意図する小選挙区制導入は、今日でさえ著しい得票率と議席数の不均衡を拡大する反民主的行為であり反対。 金のかからない選挙実現のため、法定選挙費用の半分相当額を納入すればいっさい公営、という完全公営選挙をめざす。
新 自 由 党	政治家、政党がきびしい倫理観をもち政治に臨まない限り、汚職防止は不可能。議会人全体が真の反省と刷新への決意が大切。一方、選挙のあり方については再検討を要する。公営化を拡大し、政党活動資金の一部国庫負担の方法を検討する。また、いかに立派な政策も、政治に対する国民の信頼感なしに、円滑に立法し推進することはできない。自由社会の維持発展のためには、新しい保守政党の誕生が必要であり、私たちは国民の積極的な参加を求めつつ、明快でわかりやすい政治を目指す。	選挙公営化をさらに拡大する。定数は正は一定基準を定めて自動的に調整される制度を検討する。その場合、議員総数を変更しない。民意のよりよき反映を軸にした選挙制度改革の推進すべきであるが、現在の小選挙区構想のような一党の利害に基づく採用には強く反対する。参議院議員選挙については、そのあり方を含めた抜本的改革を指向すべきであるが、当面、全国区の選出方法については、次期選挙までに早急に改正すべきだ。全国区については、「拘束名簿式比例代表制」を提案。

公 約

(朝日新聞社提供)

内 政	外 交 ・ 防 衛
五十一年度の実質経済成長率を六％程度確保し、年度中、消費者物価上昇率を八％程度にとどめ、雇用の安定と国民生活の充実、向上を図り、着実に景気回復過程にある経済を、成長と物価安定が両立するつり合いのとれた安定成長路線に定着させる。現在の受験第一主義の知育偏重、詰め込み教育の実態を刷新改革し、教育内容を徳育、知育、体育の、調和のとれた正しい人間形成にふさわしいものに改める。国民のすべてが生涯を通じ、充実し安定した生活のもとで創造的活動ができる社会の実現をめざし、生涯福祉計画を推進。国は社会保障制度、教育、労働制度、住宅政策、老後対策、コミュニティ対策などにわたり、体系的な施策を行う。	自由と民主主義の共通の理念に立つ諸国との提携協力を緊密にし、とくに日米安保条約を基軸とする米国との友好関係を増進する。日中平和友好条約の早期締結を図る。わが国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉四島の早期祖国復帰を前提として、日ソ平和条約の締結を促進する。日米安全保障体制のもと、専守防衛をむねとして防衛力を国力国情に応じ計画的に整備充実する。とくに最近のミグ25事件の教訓にかんがみ、その防衛態勢を整備する。
物価を安定させるため、独禁法を改正しカルテル・独占価格を規制し、企業優遇の公共料金体系を改め料金にシビルミニマムを導入し、財政投融资計画等の主要計画の国会承認、日銀政策委員会へ勤労者代表を参加させるなど経済の民主化をはかります。 年度内に物価調整減税、来年度は一人三万円、一兆円の所得税減税をして個人消費を拡大し、公共住宅の大量建設等生活関連投資を促進し、景気回復を図ります。 四兆円もの大企業優遇税制をやめ、福祉年金を月四万円へ引き上げ、低所得者保険料の公費負担、救急医療病院網の整備を図ります。冷害・災害の緊急救農事業を進め農林漁業を再建します。中小企業事業分野確保法を制定します。	安保条約を廃棄し米軍基地を撤去して日米友好条約を結び、日朝国交正常化、日中平和友好、日ソ平和条約を締結し、積極的中立外交を推進します。発展途上国の主権を尊重し、友好と連帯を強め、その経済自立に協力します。 平和憲法にのっとり、質的増強をはかるポスト四次防に反対し、非武装をめざして自衛隊の縮小、防衛費の大幅削減を行います。核の廃絶、世界の恒久平和と軍縮の実現にむかって、平和外交を推進し、平和の旗手としての日本の威信を高めます。
大企業本位の経済政策を国民本位にかえ、経済の民主的再建を推進。大企業製品の値上げ規制、公共料金抑制。失業・雇用対策強化、減税、福祉拡充、賃上げなど生活不安解消、購買力拡大で不況克服。全国一律最賃制、スト権など労働基本権確立。税制、財政、金融の民主的改革。住宅建設、生活環境整備、公害・災害防止。中小企業、農漁業の保護育成、機械産業等振興、産業無公害化など国民本位の均衡ある産業発展を図る。退廃文化の克服。芸術表現の自由擁護。基礎学力、体力、市民道徳育成、遅れをださぬ教育。高校「準義務教育」化で全入実現。学歴差別社会解消。憲法改悪反対。平和民主条項の完全実施。刑法改悪反対、国民の自由と民主主義を守る。	日米安保条約の廃棄で対米従属政治に終止符を打ち、非同盟・中立の自主・平和外交推進。米日「韓」軍事一体化反対。疑惑のP3C導入など自衛隊増強をやめ、軍事予算は国民生活向上に回す。日米軍事協議機関の廃止。非核三原則の法制化。核兵器完全禁止。平和五原則に基づき日中平和友好条約締結。日ソ平和条約のすみやかな締結で歯舞、色丹返還など千島問題解決の促進。北海道、東北沿岸のソ連船団の乱獲規制、領海十二カイリの早期設定。「韓国」朴独裁政権へのてこ入れ全面禁止。
自民党の金権・腐敗・汚職構造体質と表裏一体の大企業優先・国民生活無視の政策を国民福祉優先の政策に転換して社会的公正を確保し、「生きがいとバイタリティーのある福祉社会の建設」を国民的政治目標にする。そのため、住宅・年金・教育・勤労・医療・公的扶助の国民福祉最低水準の設定と、勤労者・農林漁業者・中小企業者・老人・婦人・青少年・消費者・国民諸階層の生活向上、さらに公害・災害の防除、生活環境の整備、生きがいのあるコミュニティ建設の基準とを斉合し、その実現と物価安定、失業・倒産の解消、安定した経済成長を確保する福祉経済体制を確立することを明示した公明党「国民福祉中期計画」に国民的合意を求めて実現を図る。	平和憲法を守り、等距離完全中立政策で日本とアジアの平和を築く。そのため①日米安保条約を外交交渉を踏まえて廃棄し、日米友好不可侵条約を締結②共同声明の原則に基づき覇権問題を解決し日中平和友好条約を早期に締結③北方領土返還を実現し日ソ平和条約を締結④日朝友好促進⑤発展途上国とくにアジア諸国との経済・技術協力、文化・人的交流の拡大⑥ポスト四次防の軍備増強を意図する政府の基盤的防衛力整備構想を阻止⑦非核三原則堅持、アジア・太平洋非核地帯の設置等を推進する。
独禁法の改正、生鮮食品の安定供給体制を確立し、政府負担の拡充で公共料金の抑制、便乗値上げの規制などで物価の安定を図る。一兆円所得減税、住民税の軽減などで家庭に潤いをもたらす。定年延長、中高年雇用の確保、雇用安定基金の創設、失業給付日数の延長など労働者の生活を守る。食糧基本法制定と価格保障拡充、農地拡大で食糧自給を高め生きがいある農漁業の発展を図る。分野確保法、拘束預金規制法の制定、経営基盤整備準備金の新設で中小企業の振興を図る。年金の引き上げ、医療制度の改革、社会福祉の拡充、強化を中心として国民福祉を大幅に高める。受験地獄の解消、私学助成の強化など人間性の高い教育に改める。	わが国の自主性を堅持しつつ、政治体制の違いをこえてすべての国と友好を促進する。北方領土の全面返還を要求するとともに、経済・技術協力で南北問題解決に全力。日中の覇権条項問題については、あくまで一般の原則にとどめるべきだ。専守防衛とシビル・コントロールに徹した自衛力を保持し、規模は現状程度に押さえる。その補完として、当面日米安保の機能を評価する。国会に防衛委員会を設置するなど防衛に対する国民合意の形成につとめる。
国の将来は広義の教育の成果にかけられており、国政の最重点を教育政策に。現行六三学制は高校進学100％に近い現実からも各界の意見を求め、改革を提案。また、給付水準と負担に格差のある各年金制度の一元化を検討。当面高齢福祉年金を現行夫婦二万七千円から五万円に引き上げる。 景気対策と家計の実質減収に対処して本年度内一兆円、来年度一兆円の所得税減税を提案。住宅問題は、三世代同居の住宅建設のための総合的施策を提案。また自然との調和と公害のない国づくり、都市づくりの計画的推進。農業面では、土地改良事業の全額国庫負担、構造改善事業の充実。中小企業問題では中小企業者の設置を提案。	世界各国との幅広い平和外交展開は、国の安全保障にとって最大要件だが、エネルギー、資源、食糧の長期かつ安定的確保のため、東南アジアをはじめ環太平洋諸国および中東諸国と経済、産業、教育、文化の各面で相互依存関係を深める。日中平和条約問題については、誠意をもって政府間の信頼関係樹立に努力すれば、おのずから道が開ける。 覇権反対は日中のみならず普遍的にも当然である。防衛では「基盤的防衛力構想」を評価し、量より質の充実を提案する。

2 事 務 日 程 表

1. この日程表は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務執行手続のなかで、主要な事務についてその概要を記載したものである。市区町村において処理すべき事務については、様式集を参考資料として添付しているので参照されたい。
2. この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

憲	法……………日本国憲法
法……………	公職選挙法
令……………	公職選挙法施行令
規……………	公職選挙法施行規則
規	程……………公職選挙法事務取扱規程
立	規……………立会演説会規程
運	規……………公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程
放	規……………政見放送及び経歴放送実施規程
裁	法……………最高裁判所裁判官国民審査法
裁	令……………最高裁判所裁判官国民審査法施行令
裁	規……………最高裁判所裁判官国民審査事務取扱手続規程
裁氏名規……………	最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程
裁公報規……………	最高裁判所裁判官審査公報配布等に関する規程
総 選 挙……………	衆議院議員総選挙
国民審査……………	最高裁判所裁判官国民審査

昭和51年12月5日 執行

衆議院議
最高裁判所裁

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
11月14日	日	示 日 前	○ 委員会開催 ○ 総選挙及び国民審査の執行計画の決定 ○ 規程類の整備 ○ 事務分担、選挙事務及び審査事務の委嘱 ○ 啓発宣伝計画の決定及び実施 ○ 市区町村選挙管理委員会の事務指導（委員長、書記長会議開催） ○ 総選挙の投票用紙、封筒等の印刷発送 ○ 諸印刷物の作成発送 ○ 選挙長、同職務代理者、審査分会長、同職務代理者の選任準備 ○ 立会演説会開催市町の指定（市は単位の協議） ○ 立会演説会実施について政党等と打合せ ○ 立会演説会開催計画の決定 ○ 公営の個人演説会施設の指定報告の受理及び告示 ○ ポスター掲示場設置場所の報告の受理 ○ 標旗、腕章等証明書類の作成 ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額算定 ○ 各種告示案、通知案の作成 ○ 立候補受付準備（関係証明書類の整備） ○ 立候補予定者説明会 ○ 取締機関、報道機関との協議打合せ ○ 政見放送関係事務打合せ ○ 政治活動用ポスターの証紙印刷 ○ 選挙運動用ビラの証紙印刷 ○ 推せん演説会開催周知用ポスターの証紙印刷 ○ 選挙時登録の告示 ○ 立候補届出書類予備審査	法 6 ① 法 153 ① 立規 1 法 155 ③ 法 155 ①② 法 161 ③④ 法 194 令 14 ②
			衆議院議員総選挙期日の公示 最高裁判所裁判官国民審査期日等の告示 ○ 選挙長及び同職務代理者の選任告示 ○ 審査分会長及び同職務代理者の選任告示 ○ 選挙長事務を取扱う場所の告示（選挙長） ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 ○ 選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時 ○ 選挙会の場所及び日時 ○ 審査分会の場所及び日時 ○ 立会演説会開催計画の告示 ○ 立会演説会参加申込書受付開始（16日まで） ○ 立候補の受付開始（立候補者の告示、通知、照会及び報告）（16日まで） ○ 候補者に標旗、腕章その他の証明書類の交付 ○ 立候補者は選挙運動開始 ○ 選挙事務所の設置及び異動届の受付開始 ○ 違反選挙事務所の閉鎖命令（その都度）	憲法 7 法31④ 裁法 5 法75③令80① 令81 裁法27②裁令16 法196 法76 法78 裁法34 法155 ① 法156 立規 9 法86 令92 法129 法130 法134

員 総 選 挙 事 務 日 程 表

判官国民審査

市 町 村		根 拠 法 令	様 式
処 理 事 項			
○ 市区町村長部局の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱又は充当等について市区町村長と協議	自治法 180の3		
○ 市町村の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱及びその処理事務の指導	法273		
○ 総選挙及び国民審査の執行計画並びに事務計画の決定	法 6 ①		
○ 啓発宣伝計画の決定及び明るい選挙の推進	法144の2 ④		
○ ポスター掲示場設置場所の告示及び県委員会にその写しを送付	運規10の2		25
○ 投票用紙等諸印刷物の受領保管	法49		
○ 不在者投票に関する事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備	令第5章		
○ 投票管理者、同職務代理者及び開票管理者、同職務代理者の選任準備	法37		
○ 投票所入場券等必要書類の印刷	令24		
○ 投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備	法61		
○ 投票所開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げの申請	令67		
○ 立会演説会開催単位を県と協議（市）	規程20		
○ 立会演説会の施設に関する調書の提出	法40規程19		10
○ 個人演説会の施設の指定、報告及び納付すべき費用の額の協議	立規 1		27
○ 個人演説会の施設の使用予定表の作成	立規 2		28
○ 個人演説会の施設の使用に関する定め及び公表について当該施設の管理者を指導	法161		
○ 選挙時登録の縦覧場所の告示	令121 ②		
○ 選挙時登録（11月14日）	令118		
○ 選挙人名簿登録者数報告	令119 ②		
	法23 ②		2
	法22 ②		
○ 総選挙及び国民審査の不在者投票のための投票用紙、投票用封筒の交付場所の告示			3
○ 投票所の告示	法41		6、7
○ 投票管理者及びその職務代理者の選任告示	令25		5
○ 開票の場所及び日時の告示	法64		18
○ 開票管理者及びその職務代理者の選任告示	令68		17
○ 開票立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示	法62 ⑥		19
○ 裁判官の氏名等の掲示を行う場所の告示(1投票区につき1ヵ所)	裁法52		4
○ 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示	裁氏名規 1		
○ 立会演説会開催単位の告示（市）	法175の2②		
○ 総選挙の不在者投票受付開始	運規35 ②		
○ 公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始	立規 1 ②		27
○ 選挙長から通知があった候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知（その都度）	法49令 5章		
○ 開票立会人届出受付開始	法163		
○ 違反文書図画の撤去命令（その都度）	令92 ⑦		22、23
○ 繰上投票に関する報告（関係市町村）	法62		
	法147		26
	法56		8
	規程27		

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
11月15日	月	20	○ 出納責任者の選任届、異動届受付開始 ○ 選挙公報掲載文掲載申請受付開始（18日まで） ○ 選挙運動のために使用される事務員に関する届出受付開始 ○ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書の受付開始 ○ ポスター作成契約届出書の受付開始 ○ ビラ作成契約届出書の受付開始 ○ 自動車燃料代確認申請書の受付開始 ○ ビラ作成枚数確認申請書の受付開始 ○ ポスター作成枚数確認申請書の受付開始 ○ 自動車燃料代確認書の交付（そのつど） ○ ポスター作成枚数確認書の交付（そのつど） ○ ビラ作成枚数確認書の交付（そのつど） ○ 選挙運動用ビラの証紙交付（そのつど） ○ 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターの証紙交付（そのつど） ○ 選挙立会人届出受付開始 ○ 違反文書図画の撤去命令（そのつど） ○ 政談演説会開催申出受付開始（立札等表示証の交付） ○ 推せん団体の確認書交付、自治大臣へ通知 ○ 推せん団体による推せん演説会開催周知用ポスターの検印（そのつど）	法180、182 法168 ① 法197の2③ 令109の4規17の3 令110の2規17の3 規17の3令109の7 令109の4規17の4 令109の7規17の4 令110の2規17の4 令109の4規17の4 令110の2規17の4 令109の7規17の4 法142 法76 法147 法201の11 法201の4 法201の11④ 運規39の3①
11月16日	火	19	○ 立会演説会参加申込最終日 ○ 立会演説会における候補者の演説の順序を定めるくじ（午後6時選管事務室において） ○ 同上の告示、候補者及び市区町村選挙管理委員会への通知 ○ 審査に付される裁判官の氏名等の通知 ○ 立候補届出締切日	法156の2①立規9 法156の2② 立規10、11 法156の2⑤ 裁令2② 法86
11月17日	水	18	○ 指定期日（11月16日）後の立会演説会参加申込受付開始 ○ 同上の場合、参加し得る立会演説会の日及び会場並びに演説順位の決定、告示及び関係者への通知 ○ 政見放送申込最終日 ○ 審査公報原稿受領予定（自治省）	法157 立規12 法157 ③ 放規4②
11月18日	木	17	○ 繰上投票期日の決定、告示、関係市町村選挙管理委員会に通知 ○ 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの承認及び関係市区町村選挙管理委員会に通知 ○ 選挙公報掲載文掲載申請最終日 ○ 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ（午後6時事務室において） ○ 政見放送の日時の決定のくじ（午前10時）	法56令46① 法40①規程19 法168 ① 法169④運規29 法規11
11月19日	金	16	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	
11月20日	土	15	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	

市 町		村
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
○ 選挙人名簿縦覧（選挙時登録） ○ 選挙事務所の設置及び異動届の受付開始 ○ 候補者にポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付 ○ 選挙人名簿縦覧（選挙時登録11月15日～16日）	法130 令111の2	
○ ポスター公営掲示場にポスターを掲示後法第86条第9項の規定により届出を却下し、若しくは候補者が死亡し、又は第91条、若しくは第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。	運規10の6③	
○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備（1市町村又は1単位につき50ヶ所以上） ○ 公営施設使用の個人演説会開始	法158 法163	

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
11月21日	日	14	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	
11月22日	月	13	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正、発送 ○ 国民審査投票用紙等の発送	
11月23日	火	12		
11月24日	水	11	○ 選挙公報、審査公報の発送 ○ 立会演説会の指導及び状況調査（そのつど）	
11月25日	木	10	○ 審査に付される裁判官の氏名等の揭示状況の調査	裁法52 裁令22
11月26日	金	9		
11月27日	土	8		
11月28日	日	7		
11月29日	月	6		
11月30日	火	5		
12月1日	水	4		
12月2日	木	3	○ 補充立候補届出期限 ○ 選挙立会人届出最終日 ○ 審査分会立会人の選任 ○ 選挙立会人決定のくじ	法86 ⑤ 法76 裁令16 法76

市	町	村
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
○ 繰上投票の期日について投票管理者及び開票管理者に通知 ○ 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示及び投票管理者に通知	令46 ② 法40 ②	9 11、12
○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始 （1市町村又は1単位につき50ヶ所以上） ○ 立会演説会の司会者の指定 ○ 選挙公報、審査公報の受領、配布	法158 立規15 法170 ①裁令31 裁公報規2	
○ 立会演説会開始 ○ 立会演説会場の表示並びに演説会場における候補者の氏名及び党派別の掲示（そのつど） ○ 立会演説会場の設備及び立会演説会の司会並びに開催結果の報告（そのつど） ○ 選挙公報、審査公報の受領、配布	法152 法158 ② 立規3 法170 ①裁令31 裁公報規2	29
○ 審査に付される裁判官の氏名等の掲示開始 （1投票区につき1ヶ所） ○ 国民審査の不在者投票開始 ○ 選挙公報、審査公報の配布 ○ 立会演説会	裁法52 裁令20、22 裁令14 法152	
○ 立会演説会 ○ 選挙公報、審査公報の配布	法152	
○ 立会演説会 ○ 選挙公報、審査公報の配布	法152	
○ 立会演説会最終日 ○ 選挙公報、審査公報の配布 ○ 繰上投票の投票所の告示最終日	法152 法41	
○ 繰上投票の投票立会人の選任及び通知 ○ 選挙公報、審査公報の配布	法38 ①	
○ 投票所の告示最終日 ○ 投票所における氏名等の掲示の順序を定めるくじ ○ 選挙公報、審査公報の配布	法41 法175の2 ② 運規35②	
○ 投票立会人の選任（3～5人）、投票管理者及び本人に通知 ○ 選挙公報、審査公報の配布 ○ 投票所入場券の配布 ○ 郵便投票の投票用紙等交付請求最終日	法38 ① 令26 令31 令59の4 ①	13～14 15
○ 開票立会人届出最終日 ○ 投票立会人選任通知最終日 ○ 開票立会人決定のくじ ○ 選挙公報、審査公報の配布	法62 ① 法38 ① 法62 ②④	

月 日	曜	(逆算日) 経過日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
12月3日	金	2	○ 繰上投票期日（速報受理）	法56
12月4日	土	1	○ 投票所設備状況調査 ○ 当日有権者見込数の報告受理 ○ 選挙運動最終日	法129
12月5日	日	0	投 票 日 開 票 日 ○ 投票所を設けた場所の入口から 300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○ 投票、開票状況の調査 ○ 投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計 自治省に報告（発表） ○ 選挙運動に関する収支報告書の受付開始	法132 法134 ① 規程23、41 裁規10、5 法189
12月6日	月	1	開 票 日 ○ 開票状況調査（開票未了市町村） ○ 開票結果速報受理、集計、報告、発表 ○ 開票結果の審査受領	規程41 裁規5 規程42 裁規6
12月7日	火	2	○ 開票結果の審査受領 ○ 開票結果の集計 ○ 選挙会及び審査分会の準備	規程42 裁規6
12月8日	水	3	○ 選挙会開催 ○ 当選人の決定、県選挙管理委員会に報告 ○ 当選人に告知、住所、氏名等の告示 ○ 当選証書の附与及び告示 ○ 当選等に関する報告（自治大臣あて） ○ 審査分会の開催、結果の報告（審査長あて）	法80 法101 ① 法101 ② 法105 法108 ① 裁法27、29
12月9日	木	4	○ 選挙結果の整理 ○ 選挙執行経費の精算 ○ 選挙の記録の作成	
12月20日	月	15	○ 選挙に関する収支報告書の提出期限（第1回）	法189

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
○ 繰上投票期日（投票結果の速報） ○ 選挙公報、審査公報の配布完了期限 ○ 投票所及び開票所の事務従事者の事務分担決定期限（投票管理者、開票管理者）	法56 規程23 裁規10 法170 ① 裁公報規 2 ②	
○ 投票所入場券配布完了期限 ○ 投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示 ○ 投票所を設けた場所の入口から 300メートルの区域の表示 ○ 当日有権者見込数の報告 ○ 不在者投票最終日	令31 ① 法175の2 ① 令32 法132 法49 令 5 章	
投 票 日 開 票 日 ○ 投票所を設けた場所の入口から 300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○ 投票事務の処理、投票の中間及び結果の速報 ○ 投票録等の作成、投票箱等を開票管理者に送致 ○ 開票事務の処理、開票の中間及び結果の速報並びに開票録の作成	法132 134 ① 規程23 裁規10 規程25 法54.55 裁規10 法66 規程41 裁規 5	16～20
開 票 日 ○ 開票速報（開票未了市町村） ○ 開票結果の報告（選挙長に、審査分会に） ○ 開票結果報告期限（即日開票市町村）	規程41 裁規 5 規程42 裁規 6	21
○ 開票結果報告期限（持参すること）	規程42 裁規 6	
○ 選挙事務の整理、報告		

昭和51年12月5日執行

衆議院議
最高裁判所裁

月 日	11 月														
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
経過日						0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
逆算日	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
主 要 処 理 事 項						公示日									

員 総 選 挙 判 官 国 民 審 査 主 要 日 程 一 覧 表

						12月									
25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0					
						● (投票所告示期限)					投票日		● 選挙会		
示 (市区町村)						● (投票所氏名揭示順序のくじ)					開 票		● 審査分会		
出 期 間															
(市区町村) 期間											開票結果報告				
投 票 期 間															
国 民 審 査 不 在 者 投 票 期 間															
裁判官の氏名等の揭示期間 (1 投票区 1 カ所)															
個人演説会の開催及び実施等)															
とができる期間															
立会演説会															
公 報 配 布 期 間															
公 報 配 布 期 間															
						● { 選挙立会人決定のくじ (県) 開票立会人決定のくじ (市区町村) 審査分会立会人選任 (県)									
						● 郵便投票の投票用紙等交付請求最終日									

第34回衆議院議員総選挙啓発推進事業要綱

I 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙の正しいルールを守りながら進んで投票に参加する必要がある。このため、今回の総選挙においては、きれいな選挙の推進と投票参加の呼びかけを重点に各種の啓発事業を行うものとする。

II 重 点 事 項

1. きれいな選挙の推進

国政における衆議院の役割に対する認識を深め、政党や候補者の主義・主張を十分見きわめて自覚ある投票をするように呼びかけること。

情実や義理人情のからんだ投票や買収・供応などの悪質な選挙違反を一掃し、自由で明るい投票をすることができるようになるとともに、選挙の正しいルールを周知徹底させること。

2. 投票参加の推進

投票は、主権者たる国民が国政に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であり義務であることを周知徹底させ、有権者がこぞって投票するよう呼びかけること。

III 実 施 事 項

1. 国が行う事業

(1) テレビ・ラジオによるスポット放送

全国の民間テレビ放送及びラジオ放送により、選挙期間の前半においてきれいな選挙を、後半において投票参加を呼びかけるスポット放送を実施すること。

(2) テレビ・ラジオによる番組放送

テレビ及びラジオにより、きれいな選挙及び投票参加を呼びかける番組放送を実施すること。

(3) 新聞・雑誌への広告の掲載

新聞及び雑誌に、選挙期間の前半においてきれいな選挙を、後半において投票参加を呼びかける広告を掲載すること。

(4) 電車等の車内吊広告の掲出

国鉄の列車・電車・主な私鉄の電車（首都圏の地下鉄を含む。）に、選挙期間の前半においてきれいな選挙を、後半において投票参加を呼びかける広告を掲出すること。

(5) 啓発ポスターの配付

全国の市町村に対し、投票参加を呼びかけるポスターを配付すること。

(6) アドバルーンの掲揚

霞が関合同庁舎2号館屋上に、きれいな選挙及び投票参加を呼びかけるアドバルーンを掲揚すること。

(7) 電光ニュースによる広告

全国の主要都市において、きれいな選挙及び投票参加を呼びかける電光ニュースを流すこと。

(8) 表彰の実施

総選挙啓発事業の推進に功績のあった民間団体、個人及び選挙管理委員会を表彰すること。

2. 都道府県が行う事業

(1) 広告紙等による広報

都道府県の広報紙（誌）及びテレビ・ラジオの広報番組等を活用して、きれいな選挙を呼びかけるとともに、投票日・不在者投票制度の周知を図る等投票参加を呼びかけること。

(2) 広報車による巡回広報

都道府県内一円に、広報車を巡回してきれいな選挙及び投票参加を呼びかけること。

(3) 広告塔・横断幕等による広告の掲出

広告塔・横断幕等により、きれいな選挙及び投票参加を呼びかける広告を掲出すること。

(4) その他の事業

リーフレット・チラシ等の資材の配布、バス等の交通機関を利用したの車体幕・車内吊・ステッカー等の掲出、その他各都道府県の地域の実情に即した事業等を通じて、きれいな選挙を呼びかけるとともに、投票日・不在者投票制度の周知を図る等投票参加を呼びかけること。

なお、国の行う事業、市区町村が行う事業と重複しないよう調整して事業を実施すること。

3. 市区町村が行う事業

(1) 広報車による巡回広報

広報車を巡回してきれいな選挙及び投票参加を呼びかけること。

(2) 横断幕等の掲出

横断幕等により、きれいな選挙及び投票参加を呼びかけること。

(3) 地下鉄の車内吊広告の掲出

地下鉄において、きれいな選挙及び投票参加を呼びかける広告を掲出すること。

(4) 広報紙等による広報

市区町村の広報紙（誌）を活用して、きれいな選挙を呼びかけるとともに、投票日・不在者投票制度の周知を図る等投票参加を呼びかけること。

4. 明るい選挙推進協会が行う事業

(1) 明るい総選挙推進全国大会の開催

都道府県・指定都市の明るい選挙推進協議会会長による明るい総選挙推進全国大会を東京で開催すること。

(2) 広報誌「私たちの広場」特集号の発行

広報誌「私たちの広場」特集号の発行により、きれいな選挙及び投票参加を呼びかけること。

(3) ソノシートの作成配付

全国の有線放送施設で放送するためのソノシートを作成し、きれいな選挙及び投票参加を呼びかけること。

(4) 映画館におけるスライドの上映

全国の主要映画館において、きれいな選挙及び投票参加を呼びかけるスライドを上映すること。

(5) 短波放送における番組の放送

日本短波放送において、きれいな選挙及び投票参加を呼びかける番組を放送すること。

(6) 紙上座談会の掲載

新聞（地方紙）において、きれいな選挙及び投票参加を呼びかける紙上座談会を掲載すること。

(7) 啓発用資材の作成配付

地方公共団体が行う啓発事業を効果的に推進するため、各種の啓発資材を作成配付すること。

(8) 地方における啓発活動の推進

各都道府県及び指定都市の明るい選挙推進協議会が実施するきれいな選挙及び投票参加の呼びかけ等の啓発活動を推進すること。

4 臨時啓発事業の概要

事業の種類	実施時期	事業の概要
1 選挙をきれいにする国民運動本部会議の開催声明の発表	11月11日	地方検察庁、県警本部、県明るい選挙推進協議会および県選管の四者が明るくきれいな選挙の推進をはかるため対策を協議し、声明を発表した。
2 委員長談話	投票日前日	
3 広報車による啓発	期 間 中	県の広報車により投票日の周知、投票参加の呼びかけ等県下一円に啓発宣伝を行なった。
4 ポスター、看板等による啓発	期 間 中	啓発広告板 県庁正門横 啓発広告塔 博多駅前 西鉄市内電車（福岡市内、北九州市内）、西鉄バス（全県下）に車内ポスターを掲示して投票日の周知、投票参加を呼びかけた。
5 啓発リーフレットの作成配布	期 間 中	衆議院議員総選挙の意義、不在者投票制度等を掲載したリーフレットを作成し県下全世帯に選挙公報と同時に配布した。
6 懸垂幕による啓発	期 間 中	各市町村の市区役所、役場の庁舎に懸垂幕を掲出し投票日の周知をはかった。
7 啓発資材による啓発	期 間 中	啓発用鉛筆、風船、絵はがきを作成し、各市町村に配付した。

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部の声明

声 明

選挙は議会制民主政治の根本をなすものである。

国民は、議会制民主政治のもとにおいては、選挙によって選ばれた代表者を通じて政治に参加する。

従って、国民の意思が政治に正しく反映されるためには、選挙が明るくきれいに行われなければならない。

しかるに、12月5日に行われる衆議院議員総選挙を前にして、事前運動と思われる行為が各地で見受けられ、明るくきれいな選挙の実現を念願するものにとってまことに憂慮にたえない。

ここに、われわれは買収供応など悪質な選挙犯罪をはじめ事前運動その他の選挙違反を一掃するため、政党、候補者（予定者）及び選挙運動関係者に対して、公職選挙法を遵守し、いやしくも違法行為等が一切行われないうよう強く要望するものである。

一方、有権者各位におかれても、今回の衆議院議員総選挙の重要性を十分認識され、主権者たるにふさわしい高い政治意識と信条に基づき、候補者の政見をよく見極め、自由な意志のもとに良識ある一票を行使されるよう切望する。

以上声明する。

昭和51年11月11日

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部

(第1区)

選挙当日有権者

区分 市区町村名		(a) 昭和51年11月14日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和51年11月15日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
福岡市	東区	59,729	60,983	120,712	31	23	54
	博多区	54,720	60,407	115,127	1	7	8
	中央区	39,738	48,534	88,272	9	13	22
	南区	61,942	68,753	130,695	5	4	9
	西区	111,890	119,350	231,240	26	26	52
	計	328,019	358,027	686,046	72	73	145
甘木市	甘木市	14,210	16,605	30,815	0	4	4
	筑紫野市	15,964	18,060	34,024	0	0	0
	春日市	18,897	19,071	37,968	0	0	0
	大野城市	16,943	18,167	35,110	0	0	0
	市部計	394,033	429,930	823,963	72	77	149
	郡部計	136,919	152,662	289,581	45	87	132
	第1区合計	530,952	582,592	1,113,544	117	164	281
	第2区合計	327,267	370,086	697,353	182	240	422
	第3区合計	278,983	327,040	606,023	51	85	136
	第4区合計	287,603	326,431	614,034	185	230	415
	県計	1,424,805	1,606,149	3,030,954	535	719	1,254
筑紫郡	太宰府町	12,415	14,028	26,443	0	2	2
	那珂川町	6,424	6,637	13,061	3	2	5
	計	18,839	20,665	39,504	3	4	7
粕屋郡	宇美町	6,515	7,244	13,759	0	0	0
	篠栗町	5,769	6,443	12,212	1	1	2
	志免町	9,278	10,022	19,300	2	2	4
	須恵町	5,464	5,968	11,432	14	39	53
	新宮町	4,411	4,463	8,874	1	4	5
	古賀町	9,474	10,289	19,763	0	0	0
	久山町	2,523	2,873	5,396	0	1	1
	粕屋町	7,658	8,088	15,746	1	3	4
	計	51,092	55,390	106,482	19	50	69
	宗像町	15,665	17,363	33,028	0	0	0
宗像郡	福岡町	8,221	9,090	17,311	3	5	8
	津屋崎町	3,942	4,648	8,590	0	0	0
	玄海町	3,050	3,551	6,601	1	0	1
	大島村	432	504	936	0	1	1
	計	31,310	35,156	66,466	4	6	10
朝倉郡	杷木町	3,493	4,343	7,836	2	6	8
	朝倉町	4,114	4,746	8,860	1	0	1
	三輪町	3,089	3,663	6,752	0	0	0
	夜須町	3,616	4,076	7,692	0	0	0
	小石原村	498	563	1,061	0	0	0
	宝珠山村	817	960	1,777	0	0	0
	計	15,627	18,351	33,978	3	6	9
糸島郡	前原町	11,568	13,339	24,907	0	6	6
	二丈町	3,761	4,336	8,097	15	13	28
	志摩町	4,722	5,425	10,147	1	2	3
	計	20,051	23,100	43,151	16	21	37
	郡部計	136,919	152,662	289,581	45	87	132

見 込 数 に 関 す る 調

(c) 昭和51年11月15日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
215	158	373	33	4	37	59,512	60,844	120,356
270	211	481	73	6	79	54,378	60,197	114,575
191	156	347	30	4	34	39,526	48,387	87,913
286	273	559	83	35	118	61,578	68,449	130,027
420	371	791	98	9	107	111,398	118,996	230,394
1,382	1,169	2,551	317	58	375	326,392	356,873	683,265
27	27	54	26	0	26	14,157	16,582	30,739
110	113	223	7	1	8	15,847	17,946	33,793
139	109	248	9	0	9	18,749	18,962	37,711
91	80	171	0	0	0	16,852	18,087	34,939
1,749	1,498	3,247	359	59	418	391,997	428,450	820,447
480	432	912	53	23	76	136,431	152,294	288,725
2,229	1,930	4,159	412	82	494	528,428	580,744	1,109,172
1,323	1,169	2,492	313	82	395	325,768	369,021	694,789
685	605	1,290	279	77	356	278,070	326,443	604,513
1,187	1,091	2,278	302	87	389	286,344	325,537	611,881
5,424	4,795	10,219	1,306	328	1,634	1,418,610	1,601,745	3,020,355
52	45	97	5	0	5	12,358	13,985	26,343
23	21	44	2	0	2	6,402	6,618	13,020
75	66	141	7	0	7	18,760	20,603	39,363
46	48	94	11	0	11	6,458	7,196	13,654
18	11	29	0	0	0	5,752	6,433	12,185
39	43	82	0	0	0	9,241	9,981	19,222
13	6	19	4	0	4	5,461	6,001	11,462
10	3	13	0	0	0	4,402	4,464	8,866
41	28	69	7	1	8	9,426	10,260	19,686
11	14	25	1	0	1	2,511	2,860	5,371
3	3	6	0	0	0	7,656	8,088	15,744
181	156	337	23	1	24	50,907	55,283	106,190
60	56	116	0	0	0	15,605	17,307	32,912
33	39	72	7	0	7	8,184	9,056	17,240
7	14	21	3	1	4	3,932	4,633	8,565
6	3	9	1	0	1	3,044	3,548	6,592
1	2	3	0	0	0	431	503	,934
107	114	221	11	1	12	31,196	35,047	66,243
16	15	31	2	20	22	3,477	4,314	7,791
12	10	22	0	0	0	4,103	4,736	8,839
7	10	17	7	1	8	3,075	3,652	6,727
15	8	23	0	0	0	3,601	4,068	7,669
0	1	1	0	0	0	498	562	1,060
4	8	12	0	0	0	813	952	1,765
54	52	106	9	21	30	15,567	18,284	33,851
33	11	44	3	0	3	11,532	13,334	24,866
25	26	51	0	0	0	3,751	4,323	8,074
5	7	12	0	0	0	4,718	5,420	10,138
63	44	107	3	0	3	20,001	23,077	43,078
480	432	912	53	23	76	136,431	152,294	288,725

(第2区)

区 分 市区町村名		(a) 昭和51年11月14日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和51年11月15日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
北 九 州 市	若 松 区	30,596	34,409	65,005	6	19	25
	八幡東区	40,348	45,869	86,217	24	28	52
	八幡西区	76,466	83,508	159,974	53	79	132
	戸 畑 区	29,669	32,148	61,817	7	22	29
	計	177,079	195,934	373,013	90	148	238
直 方 市	直 方 市	19,831	23,279	43,110	0	0	0
	飯 塚 市	26,026	30,762	56,788	4	3	7
	山 田 市	5,030	6,054	11,084	1	0	1
	中 間 市	15,109	16,936	32,045	0	0	0
市 部 計		243,075	272,965	516,040	95	151	246
遠 賀 郡	芦 屋 町	6,598	6,726	13,324	5	12	17
	水 巻 町	8,267	9,155	17,422	27	27	54
	岡 垣 町	7,234	8,200	15,434	0	0	0
	遠 賀 町	3,525	4,022	7,547	1	2	3
	計	25,624	28,103	53,727	33	41	74
鞍 手 郡	小 竹 町	3,781	4,541	8,322	0	1	1
	鞍 手 町	6,142	7,257	13,399	23	20	43
	宮 田 町	8,734	10,230	18,964	9	10	19
	若 宮 町	3,660	4,196	7,856	0	0	0
	計	22,317	26,224	48,541	32	31	63
嘉 穂 郡	桂 川 町	4,393	5,152	9,545	3	0	3
	稲 築 町	7,296	8,734	16,030	13	10	23
	確 井 町	2,352	2,804	5,156	0	0	0
	嘉 穂 町	4,063	4,777	8,840	1	0	1
	筑 穂 町	3,794	4,374	8,168	0	0	0
	穂 波 町	8,810	10,446	19,256	0	0	0
	庄 内 町	2,989	3,531	6,520	4	5	9
	穎 田 町	2,554	2,976	5,530	1	2	3
	計	36,251	42,794	79,045	22	17	39
郡 部 計		84,192	97,121	181,313	87	89	176
第 2 区 合 計		327,267	370,086	697,353	182	240	422

(c) 昭和51年11月15日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
120	92	212	55	2	57	30,430	34,325	64,755
168	143	311	41	10	51	40,108	45,681	85,789
285	245	530	77	13	90	76,212	83,359	159,571
161	119	280	25	3	28	29,442	32,036	61,478
734	599	1,333	198	28	226	176,192	195,401	371,593
55	66	121	21	0	21	19,755	23,213	42,968
144	145	289	9	3	12	25,877	30,617	56,494
13	4	17	2	0	2	5,016	6,050	11,066
55	59	114	18	1	19	15,036	16,876	31,912
1,001	873	1,874	248	32	280	241,876	272,157	514,033
26	19	45	8	6	14	6,569	6,713	13,282
59	48	107	11	1	12	8,224	9,133	17,357
5	6	11	0	0	0	7,229	8,194	15,423
12	6	18	0	0	0	3,514	4,018	7,532
102	79	181	19	7	26	25,536	28,058	53,594
24	25	49	17	7	24	3,740	4,510	8,250
28	22	50	2	1	3	6,135	7,254	13,389
43	38	81	0	0	0	8,700	10,202	18,902
11	13	24	5	1	6	3,644	4,182	7,826
106	98	204	24	9	33	22,219	26,148	48,367
12	23	35	0	0	0	4,384	5,129	9,513
29	23	52	2	0	2	7,278	8,721	15,999
6	6	12	0	0	0	2,346	2,798	5,144
5	10	15	0	0	0	4,059	4,767	8,826
7	8	15	0	1	1	3,787	4,365	8,152
40	33	73	17	33	50	8,753	10,380	19,133
5	8	13	0	0	0	2,988	3,528	6,516
10	8	18	3	0	3	2,542	2,970	5,512
114	119	233	22	34	56	36,137	42,658	78,795
322	296	618	65	50	115	83,892	96,864	180,756
1,323	1,169	2,492	313	82	395	325,768	369,021	694,789

(第3区)

区 分 市区町村名		(a) 昭和51年11月14日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和51年11月15日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
大牟田市		54,852	66,039	120,891	14	24	38
久留米市		65,226	76,688	141,914	4	6	10
柳川市		14,658	17,332	31,990	0	0	0
八女市		12,615	14,859	27,474	9	3	12
筑後市		12,743	15,023	27,766	0	1	1
大川市		16,457	18,300	34,757	1	9	10
小郡市		12,367	14,010	26,377	2	10	12
市部計		188,918	222,251	411,169	30	53	83
浮羽郡	吉井町	5,743	6,880	12,623	0	0	0
	田主丸町	7,376	8,783	16,159	0	3	3
	浮羽町	6,120	7,115	13,235	1	5	6
	計	19,239	22,778	42,017	1	8	9
三井郡	北野町	4,088	4,749	8,837	0	0	0
	大刀洗町	4,210	4,800	9,010	2	3	5
	計	8,298	9,549	17,847	2	3	5
三潯郡	城島町	4,571	5,274	9,845	0	0	0
	大木町	4,164	4,839	9,003	0	0	0
	三潯町	4,124	4,769	8,893	3	5	8
	計	12,859	14,882	27,741	3	5	8
八女郡	黒木町	6,012	6,972	12,984	1	2	3
	上陽町	2,001	2,191	4,192	2	0	2
	立花町	5,108	5,799	10,907	6	7	13
	広川町	5,211	5,924	11,135	0	0	0
	矢部村	1,026	1,224	2,250	2	1	3
	星野村	1,649	2,054	3,703	1	0	1
	計	21,007	24,164	45,171	12	10	22
	瀬高町	8,768	10,409	19,177	0	1	1
山門郡	大和町	6,330	7,333	13,663	0	0	0
	三橋町	5,367	6,394	11,761	1	0	1
	山川町	2,175	2,477	4,652	0	2	2
	計	22,640	26,613	49,253	1	3	4
三池郡高田町		6,022	6,803	12,825	2	3	5
郡部計		90,065	104,789	194,854	21	32	53
第3区合計		278,983	327,040	606,023	51	85	136

(c) 昭和51年11月15日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
46	48	94	41	2	43	54,779	66,013	120,792
332	282	614	69	2	71	64,829	76,410	141,239
25	23	48	74	6	80	14,559	17,303	31,862
14	5	19	1	0	1	12,609	14,857	27,466
7	10	17	44	32	76	12,692	14,982	27,674
39	45	84	6	2	8	16,413	18,262	34,675
21	25	46	9	28	37	12,339	13,967	26,306
484	438	922	244	72	316	188,220	221,794	410,014
22	20	42	9	0	9	5,712	6,860	12,572
23	24	47	4	0	4	7,349	8,762	16,111
14	3	17	0	1	1	6,107	7,116	13,223
59	47	106	13	1	14	19,168	22,738	41,906
6	1	7	0	0	0	4,082	4,748	8,830
3	3	6	0	0	0	4,209	4,800	9,009
9	4	13	0	0	0	8,291	9,548	17,839
6	2	8	3	0	3	4,562	5,272	9,834
3	3	6	5	0	5	4,156	4,836	8,992
8	6	14	11	4	15	4,108	4,764	8,872
17	11	28	19	4	23	12,826	14,872	27,698
4	3	7	2	0	2	6,007	6,971	12,978
6	10	16	0	0	0	1,997	2,181	4,178
17	8	25	0	0	0	5,097	5,798	10,895
7	14	21	0	0	0	5,204	5,910	11,114
6	2	8	0	0	0	1,022	1,223	2,245
2	0	2	0	0	0	1,648	2,054	3,702
42	37	79	2	0	2	20,975	24,137	45,112
22	26	48	0	0	0	8,746	10,384	19,130
5	7	12	0	0	0	6,325	7,326	13,651
16	11	27	0	0	0	5,352	6,383	11,735
6	5	11	0	0	0	2,169	2,474	4,643
49	49	98	0	0	0	22,592	26,567	49,159
25	19	44	1	0	1	5,998	6,787	12,785
201	167	368	35	5	40	89,850	104,649	194,499
685	605	1,290	279	77	356	278,070	326,443	604,513

(第4区)

区 分 市区町村名		(a) 昭和51年11月14日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和51年11月15日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
北九州 市	門司区	47,769	55,209	102,978	56	68	124
	小倉北区	73,584	81,781	155,365	30	66	96
	小倉南区	51,591	55,450	107,041	39	33	72
	計	172,944	192,440	365,384	125	167	292
田川市		20,600	24,959	45,559	0	0	0
行橋市		18,141	20,936	39,077	3	8	11
豊前市		10,602	12,496	23,098	9	0	9
市部計		222,287	250,831	473,118	137	175	312
田川 郡	香春町	4,954	5,947	10,901	0	3	3
	添田町	5,561	6,690	12,251	0	0	0
	金田町	2,707	3,119	5,826	0	0	0
	糸田町	3,621	4,285	7,906	2	6	8
	川崎町	7,954	9,336	17,290	0	1	1
	赤池町	3,155	3,722	6,877	2	1	3
	方城町	2,636	3,061	5,697	1	0	1
	大任町	2,224	2,558	4,782	6	7	13
	赤村	1,316	1,519	2,835	0	0	0
	計	34,128	40,237	74,365	11	18	29
京都 郡	苅田町	9,047	9,817	18,864	0	0	0
	犀川町	3,379	3,912	7,291	0	0	0
	勝山町	2,122	2,440	4,562	5	10	15
	豊津町	2,773	3,085	5,858	12	13	25
	計	17,321	19,254	36,575	17	23	40
築上 郡	椎田町	4,700	5,163	9,863	18	8	26
	吉富町	2,446	2,931	5,377	0	0	0
	築城町	3,765	4,411	8,176	0	0	0
	新吉富村	1,257	1,559	2,816	0	1	1
	大平村	1,699	2,045	3,744	2	5	7
	計	13,867	16,109	29,976	20	14	34
郡部計		65,316	75,600	140,916	48	55	103
第4区合計		287,603	326,431	614,034	185	230	415

(c) 昭和51年11月15日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
178	187	365	50	3	53	47,598	55,076	102,674
356	324	680	85	2	87	73,160	81,533	154,693
244	214	458	30	13	43	51,413	55,309	106,722
778	725	1,503	165	18	183	172,171	191,918	364,089
69	77	146	26	0	26	20,505	24,882	45,387
72	59	131	13	2	15	18,059	20,883	38,942
30	30	60	31	5	36	10,550	12,461	23,011
949	891	1,840	235	25	260	221,285	250,144	471,429
16	14	30	5	1	6	4,933	5,935	10,868
7	1	8	18	14	32	5,536	6,675	12,211
5	6	11	4	1	5	2,698	3,112	5,810
19	15	34	5	1	6	3,599	4,275	7,874
30	32	62	21	12	33	7,903	9,293	17,196
21	13	34	5	0	5	3,131	3,710	6,841
3	0	3	0	0	0	2,634	3,061	5,695
1	3	4	0	0	0	2,229	2,562	4,791
2	8	10	0	0	0	1,314	1,511	2,825
104	92	196	58	29	87	33,977	40,134	74,111
30	30	60	0	0	0	9,017	9,787	18,804
9	6	15	1	0	1	3,369	3,906	7,275
6	6	12	0	0	0	2,121	2,444	4,565
15	11	26	1	0	1	2,769	3,087	5,856
60	53	113	2	0	2	17,276	19,224	36,500
42	23	65	0	0	0	4,676	5,148	9,824
9	6	15	7	33	40	2,430	2,892	5,322
15	14	29	0	0	0	3,750	4,397	8,147
0	2	2	0	0	0	1,257	1,558	2,815
8	10	18	0	0	0	1,693	2,040	3,733
74	55	129	7	33	40	13,806	16,035	29,841
238	200	438	67	62	129	65,059	75,393	140,452
1,187	1,091	2,278	302	87	389	286,344	325,537	611,881

6 選挙事務報告例による各種報告調(総選挙)

(1) 開票結果に関する調

第一区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新現元別	職業
	○	田中昭二	106,384	男	49	公明党	現	公明党福岡県本部副本部長
	○	辻英雄	104,050	男	57	自由民主党	新	辻経済労働研究会理事長
	○	檜崎弥之祐	101,993	男	56	日本社会党	現	衆議院議員
	○	山崎拓	94,298	男	39	自由民主党	現	衆議院議員
	○	森田欽二	90,642	男	58	自由民主党	新	団体役員
		諫山博	86,970	男	55	日本共産党	現	弁護士
		河野正	86,968	男	62	日本社会党	元	病院長
		井原忠良	68,317	男	45	無所属	新	政治研究所長
		有田誠	39,294	男	45	民社党	新	団体役員
		福田敏南	10,024	男	56	無所属	新	東和大学学長
		篠崎為八郎	6,346	男	32	無所属	新	丸三建設代表
	法定得票数		39,764.3	供託物没収点		31,811.4	選挙運動法定費用額	

第二区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新現元別	職業	
	○	宮田早苗	98,224	男	57	民社党	現	衆議院議員	
	○	大橋敏雄	87,219	男	51	公明党	現	衆議院議員	
	○	松本七郎	83,941	男	65	日本社会党	元	団体役員	
	○	三原朝雄	82,785	男	67	自由民主党	現	衆議院議員	
	○	多賀谷真稔	76,597	男	56	日本社会党	現	衆議院議員	
		田代文久	70,795	男	76	日本共産党	現	衆議院議員	
		松藤淳	30,590	男	50	自由民主党	新	団体役員	
		中村哲郎	1,946	男	28	日本労働党	新	政党役員	
	法定得票数		26,604.9	供託物没収点		21,283.9	選挙運動法定費用額		9,689,500円

第三区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新現元別	職業	
	○	山崎平八郎	87,141	男	64	自由民主党	現	衆議院議員	
	○	細谷治嘉	77,353	男	64	日本社会党	現	衆議院議員	
	○	権藤恒夫	75,769	男	46	公明党	新	党中央委員	
	○	檜橋進	74,845	男	42	自由民主党	現	衆議院議員	
	○	稲富稜人	74,791	男	74	民社党	現	衆議院議員	
		松石秀介	36,893	男	48	日本共産党	新	医師	
	法定得票数		21,339.6	供託物没収点		17,071.7	選挙運動法定費用額		9,324,100円

第四区	当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新現元別	職業	
	○	蔵内修治	80,541	男	58	自由民主党	元	社団法人日本国民年金協会理事	
	○	中西績介	79,488	男	50	日本社会党	新	団体役員	
	○	鍛冶清	76,439	男	48	公明党	新	団体役員	
	○	田中六助	69,525	男	53	自由民主党	現	衆議院議員	
		三浦久	68,293	男	45	日本共産党	現	衆議院議員	
		池田禎治	65,615	男	66	民社党	現	衆議院議員	
		尾形智矩	20,419	男	40	無所属	新	全国商工会連合会中央講師	
	法定得票数		28,770.0	供託物没収点		23,016.0	選挙運動法定費用額		9,970,200円

(2) 選挙人名簿登録者数に関する調

① 選挙時登録日現在における選挙人名簿登録者数

市 郡・別	市 区 部			郡 部			合 計		
男 女 別	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙人名簿登録者数	1,048,313	1,175,977	2,224,290	376,492	430,172	806,664	1,424,805	1,606,149	3,030,954

② 補正登録により登録された者の数

市 郡 別	市 区 部			郡 部			合 計		
男 女 別	男	女	計	男	女	計	男	女	計
補正登録者数	627	830	1,457	226	290	516	853	1,120	1,973

備考 選挙時登録日（11月14日）以降から選挙日当日までに補正登録された者の数である。

(3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調

(その1)

選挙区	選 挙 当 日 の 有 権 者 数								
	市 区 部			郡 部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	392,137	428,586	820,723	136,435	152,301	288,736	528,572	580,887	1,109,459
2	241,907	272,222	514,129	83,909	96,876	180,785	325,816	369,098	694,914
3	188,226	221,800	410,026	89,851	104,652	194,503	278,077	326,452	604,529
4	221,401	250,311	471,712	65,062	75,398	140,460	286,463	325,709	612,172
計	1,043,671	1,172,919	2,216,590	375,257	429,227	804,484	1,418,928	1,602,146	3,021,074

(その2)

選挙区	投 票 者 数								
	市 区 部			郡 部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	267,481	307,445	574,926	107,165	121,678	228,843	374,646	429,123	803,769
2	182,287	210,070	392,357	67,837	79,347	147,184	250,124	289,417	539,541
3	133,119	157,936	291,055	67,845	77,647	145,492	200,964	235,583	436,547
4	160,894	188,592	349,486	53,376	62,803	116,179	214,270	251,395	465,665
計	743,781	864,043	1,607,824	296,223	341,475	637,698	1,040,004	1,205,518	2,245,522

(その3)

選挙区	棄権者数								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	124,656	121,141	245,797	29,270	30,623	59,893	153,926	151,764	305,690
2	59,620	62,152	121,772	16,072	17,529	33,601	75,692	79,681	155,373
3	55,107	63,864	118,971	22,006	27,005	49,011	77,113	90,869	167,982
4	60,507	61,719	122,226	11,686	12,595	24,281	72,193	74,314	146,507
計	299,890	308,876	608,766	79,034	87,752	166,786	378,924	396,628	775,552

(その4)

選挙区	投票率 (100.00%)								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	68.21	71.73	70.05	78.55	79.89	79.26	70.88	73.87	72.45
2	75.35	77.17	76.31	80.85	81.91	81.41	76.77	78.41	77.64
3	70.72	71.21	70.98	75.51	74.20	74.80	72.27	72.16	72.21
4	72.67	75.34	74.09	82.04	83.30	82.71	74.80	77.18	76.07
計	71.27	73.67	72.54	78.94	79.56	79.27	73.30	75.24	74.33

(4) 候補者の届出に関する調

立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に死亡し、辞退し又は却下された者の数			立候補届出締切日現在における候補者の数	立候補届出締切日経過後に死亡し、辞退し又は却下された者の数			補充立候補届出期間中に届出をした候補者数			差引合計
自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	死亡者	辞退者	却下された者		死亡者	辞退者	却下された者	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	
32	—	32	—	—	—	32	—	—	—	—	—	—	32

(5) 選挙区別、党派別立候補者数、競争率に関する関

選挙区	定数 A	党派別立候補者数									競争率 $\frac{B}{A}$
		自民	社会	共産	公明	民社	自由ク	諸派	無所属	計 B	
1	5	3	2	1	1	1			3	11	2.20
2	5	2	2	1	1	1		1		8	1.60
3	5	2	1	1	1	1				6	1.20
4	4	2	1	1	1	1			1	7	1.75
計	19	9	6	4	4	4		1	4	32	1.68

(6) 党派別男女別新現元別候補者数に関する調

党派別 新現元別		自民党	社会党	共産党	公明党	民社党	自由ク	諸派	無所属	合計
新	男	3	1	1	2	1		1	4	13
	女									
	計	3	1	1	2	1		1	4	13
現	男	5	3	3	2	3				16
	女									
	計	5	3	3	2	3				16
元	男	1	2							3
	女									
	計	1	2							3
計	男	9	6	4	4	4		1	4	32
	女									
	計	9	6	4	4	4		1	4	32

(7) 職業別候補者数に関する調

教育家	宗教家	商業	鉱工業	農林業	水産業	弁護士 (弁理士を含む)	計理士 (税理士を含む)	医師 (歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会社員 (重役を含む)	政党役員	団体役員	その他の職業	無職	合計
1			1			1		2						3	7	17		32

(8) 選挙運動事務員の届出をした候補者数に関する調

党派別 事務員数別	自民党	社会党	共産党	公明党	民社党	自由ク	諸 派	無所属	合 計
30人未満	6	3	3	3	3			2	20
30人～60人	3	3		1	1			1	9
60人以上									
合 計	9	6	3	4	4			3	29

(9) 年令別候補者数に関する調

25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計	最高 年令	最低 年令	平均 年令	全候補者の 年令の総計
1	1	1	2	7	4	8	3	3	2	32	76	28	54	1,702

(10) 党派別男女別新現元別当選人数に関する調

党派別 新現元別	自民党	社会党	共産党	公明党	民社党	自由ク	諸 派	無所属	合 計
新	男	2	1		2				5
	女								
	計	2	1		2				5
現	男	5	3		2	2			12
	女								
	計	5	3		2	2			12
元	男	1	1						2
	女								
	計	1	1						2
計	男	8	5		4	2			19
	女								
	計	8	5		4	2			19

(11) 職業別当選人数に関する調

教育家	宗教家	商業	鉱工業	農林業	水産業	弁(弁理士を含む)	(税理士を含む)	(歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会社社員(重役を含む)	政党役員	団体役員	その他の職業	無職	合計
														2	5	12		19

(12) 年齢別当選人数に関する調

25歳以上30歳未満	30歳以上35歳未満	35歳以上40歳未満	40歳以上45歳未満	45歳以上50歳未満	50歳以上55歳未満	55歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上70歳未満	70歳以上	合計	最高年齢	最低年齢	平均年齢	全当選人の年齢の総計
		1	1	3	3	6	2	2	1	19	74	39	56	1,054

(13) 党派別男女別得票数に関する調

党派別		自民党	社会党	共産党	公明党	民社党	自由ク	諸派	無所属	合計
男女別	男	714,417	506,340	262,951	345,811	277,924		1,946	105,106	2,214,495
	女									—
	計	714,417	506,340	262,951	345,811	277,924		1,946	105,106	2,214,495

(14) 落選人に関する調

定数 (A)	候補者数		定数に対する候補者数の比率 $\left(\frac{B}{A}\right)$ 倍	落選人数 (C) + (D)	落選人数の内訳		
	立候補者総数	選挙当日の候補者数(B)			法第95条第1項但書の法定得票数に達した者の数(C)	法第95条第1項但書の法定得票数に達しない者の数(D)	左記(D)欄の落選人のうち法第93条第1項の得票数に達しない者の数
19	32	32	1.7	13	8	5	4

(15) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調

投 票 総 数 (A)	有 効 投 票 数 (B)	無 効 投 票 数 (C)	無 効 投 票 率 $\left(\frac{C}{A}\right)$ (100.00%)
2, 245, 172	2, 214, 495	30, 677	1. 37

(16) 有効投票に関する調

法第68条の2 第1項以外の 投 票 数	法第68条の2第 2項によって按 分した投票数	左 記 の 内 訳				いずれの候補 者にも属しな い票数	合 計
		氏名を記載 したもの	氏を記載 したもの	名を記載 したもの	そ の 他		
2, 214, 495	—	—	—	—	—	—	2, 214, 495

(17) 無効投票に関する調

正 規 の 用 紙 を 用 い な い も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	候 補 氏 名 を 記 載 し な か つ た も の	合 計
8	10, 591		278		330	1	11, 212	3, 595	3, 379	1, 271	12	30, 677

(18) 仮投票に関する調

市 郡 別	総 数	事 由 に よ る 内 訳		受理、不受理による内訳	
		投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかったもの
市 区 部	1		1	1	
郡 部	1		1	1	
計	2		2	2	

(19) 点字投票に関する調

市 郡 別	総 数	内 訳	
		有 効	無 効
市 区 部	536	524	12
郡 部	115	107	8
計	651	631	20

(20) 代理投票に関する調

市 郡 別	総 数	投票当日投票所における代理投票			選挙人の属する市町村の選管委員長に 対してなした不在者投票の代理投票		
		身体の故障	文 盲	計	身体の故障	文 盲	計
市 区 部	3,328	1,144	2,018	3,162	84	82	166
郡 部	2,294	486	1,514	2,000	96	198	294
計	5,622	1,630	3,532	5,162	180	280	460

(21) 不在者投票用紙等の請求等に関する調

(イ) 不在者投票用紙等の請求及び交付に関する調

区 分	投 票 用 紙 等 の 請 求				交 付				
	直 接		郵 便	合 計	直 接	郵 送	計	交付を 拒絶した もの	合 計
	本 人	代理人							
選挙人の属する市町村において不在者投票用紙を交付したものの	39,028 (92)	14,368	16,922 (282)	70,318 (374)	53,140	16,959 (373)	70,099 (373)	219 (1)	70,318 (374)
指定市町村において他市町村の船員に不在者投票用紙を交付したもの	33	46		79	79		79		79

※ () は、内書とし、法第49条第2項該当である。

(ロ) 不在者投票者の事由に関する調

事 由 別	市 郡 別	不 在 者 投 票 を し た 者
法第49条第1項 第1号該当者	市 区 部 郡 計	11,242 5,119 16,361
法第49条第1項 第2号該当者	市 区 部 郡 計	14,287 7,630 21,917
法第49条第1項 第3号該当者	市 区 部 郡 計	20,825 9,060 29,885
法第49条第1項 第4号該当者	市 区 部 郡 計	132 0 132
法第49条第1項 第5号該当者	市 区 部 郡 計	676 144 820
法第49条第2項 該 当 者	市 区 部 郡 計	247 122 369
合 計	市 区 部 郡 計	47,409 22,075 69,484

(22) 不在者投票の受理、不受理に関する調

市 郡 別	投票管理者において 受理と決定しか つ拒否の決定をし なかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者にお いて受理と決定 したもの	開票管理者にお いて不受理と決 定したもの	計	
市 区 部	47,407	2		2	47,409
郡 部	21,947	6	122	128	22,075
計	69,354	8	122	130	69,484

(23) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

市 町 村 別	選挙人の属する市町村の選 管委員長に対してなしたも の	業務地又は旅行地の市町村 の選管委員長に対してなした もの	船長に対し てなしたも の	病院院長、老人ホームの長 国立保養所々 長、援護施設 又は保護施設 の長に対して なしたもの	監獄の長、代 用監獄の管理 者に対してな したもの	少年院の長 又は婦人補 導院の長に 対してなし たもの	合 計
市 区	26,572	936	77	19,752	68	4	47,409
町 村	12,583	264	12	9,194	22		22,075
計	39,155	1,200	89	28,946	90	4	69,484

※ 法第49条第2項該当者を含む

(24) 指定船舶における不在者投票に関する調

市 郡 別	投票用紙等の請求件数	投票用紙等の交付枚数	投 票 者 数
市 区 部	12	12	13
郡 部	11	11	12
計	23	23	25

(25) 投票所に使用した施設に関する調

市町村別	市区町村数	投票所数	左 記 の 内 訳				借上料を要した投票所数
			市 役 所 町 村 役 場	学 校	公 会 堂	そ の 他	
市 区	30	621	9	426	80	156	115
町 村	77	409	12	227	5	165	21
計	107	1,030	21	653	35	321	136

(26) 繰上投票の期日別投票区数に関する調

12 月 3 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計	繰上投票をした市町村数
4					4	3

(27) 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げに関する調

市 区 部 郡 部 別	開始時刻 の繰り上 げのみな った投 票所数	開始時刻 の繰り下 げのみな った投 票所数	開始時刻 を繰り上 げ閉鎖時 刻を繰り 下げた投 票所数	開始時刻 を繰り上 げ閉鎖時 刻を繰り 上げた投 票所数	開始時刻 を繰り上 げ閉鎖時 刻を繰り 下げた投 票所数	開始時刻 を繰り下 げ閉鎖時 刻を繰り 上げた投 票所数	閉鎖時刻 の繰り上 げのみな った投 票所数	閉鎖時刻 の繰り下 げのみな った投 票所数	計	投 票 所 総 数
市 区 部							9		9	621
郡 部							24		24	409
計							33		33	1,030

(28) 投票箱の送致に関する調

市 町 村 別	投票の当日投票箱を 開票所に送致した投 票所数	投票の翌日投票箱を 開票所に送致した投 票所数	投票の翌々日以降に 投票箱を開票所に送 致した投票所数	合 計
市 区	86	533	2	621
町 村	357	50	2	409
計	443	583	4	1,030

(29) 開票区に関する調

市町 村別	区 分	市区町村 を一開 票区と したもの について	市区町村の区域を二以上の開票区に分けた 市町村について										町村の区域を合わせた 開票区について				合計	借上料 を要し た開票 所
			二 開票 区に 分けた もの	三 "	四 "	五 "	六 "	七 "	八 "	九 "	十 以上 "	計	二 町村を 合わせた もの	三 "	四 以上 "	計		
市区	市区数	30															30	10
	開 票 区 数	30															30	10
町村	町村数	77															77	2
	開 票 区 数	77															77	2
計	市区町 村 数	107															107	12
	開 票 区 数	107															107	12

(30) 選挙区別、開票期日別、開票区数、有権者数に関する調

選挙区	計				即 日				翌 日			
	開票区数		有権者数		開票区数		有権者数		開票区数		有権者数	
	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
1	33	100	1,109,459	100	27	81.8	395,181	35.62	6	64.38	714,278	18.2
2	24	100	694,914	100	9	37.5	113,052	16.27	15	83.73	581,862	62.5
3	26	100	604,529	100	22	84.6	297,845	49.27	4	50.73	306,684	15.4
4	24	100	612,172	100	19	79.2	163,471	26.70	5	73.30	448,701	20.8
計	107	100	3,021,074	100	77	72.0	969,549	32.09	30	67.91	2,051,525	28.0

(31) 立会人に関する調

市町村別	投票立会人		開票立会人		選挙立会人	摘要
	投票所数	投票立会人数	開票所数	開票立会人数		
市区	621	1,873	30	218		
町村	409	1,279	77	511		
計	1,030	3,152	107	729	18	

(32) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

市町村別	投票管理者				投票所事務従事者					
	投票管理者	職務代理人	臨時に職務を管理した者	合計	市町村の選挙管理委員会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
						吏員	その他の職員			
市区	621			621	39	4,389	85	18	2,332	6,863
町村	409			409	210	3,832	215	2	56	4,315
計	1,030			1,030	249	8,221	300	20	2,388	11,178

(33) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

市町村別	開 票 管 理 者				開 票 所 事 務 従 事 者					
	開 票 管理者	職 務 代理者	臨時に職 務を管理 したもの	計	市町村の選 挙管理委員 会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	計
						吏 員	その他の 職 員			
市 区	30			30	114	3,092	33		38	3,277
町 村	77			77	278	2,467	116	3	34	2,898
計	107			107	392	5,559	149	3	72	6,175

(34) 選挙長及び選挙会事務従事者に関する関

選挙区数	選 挙 長					選 挙 会 の 事 務 従 事 者				
	都道府県 の選挙管 理委員会 の委員長	同左記 の委員	書記長	その他	計	都道府県 の選挙管 理委員会 の書記長 及び書記	都道府県の職員		学校職員	その他
							吏 員	その他の 職員		
4	1	3			4	10				10

(35) 選挙公報に関する調

候補者数	公報掲載	掲載申請	印刷部数	配 布 世 帯 数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報一部当 り印刷費 (用紙代を 含む)
	申請期限	候補者数			印刷に要 した日数	各世帯に配 布を完了す るまでに要 した日数	計		
32	11月18日	32	1,436,000	1,341,568	6	10	16	(株)夕刊フ クニチ新 聞社	7円40銭

(36) 投票記載所の氏名等の掲示に関する調

市 町 村 別	掲 示 総 数
市 区	621
町 村	409
計	1,030